

# 算定結果の分析

実質赤字比率、連結実質赤字比率および資金不足比率は、一般会計および他の5特別会計の実質収支が黒字決算となったことから算定されません。

## (1)実質公債費比率

前年度と比較すると0.1%増加しております。増加の主な要因は起債元利償還金の額が増加したことによるものです。

実質公債費比率の早期健全化基準は25%ですが、18%を超えると各種事業の実施にあたっての借入金が国の許可を要することから、さらに改善することを目指しています。

## (2)将来負担比率

前年度の87.8%と比較すると、10.1%改善し77.7%となりました。早期健全化基準は350%であるため、「安全ライン」にあると言えます。改善の主な要因は地方債現在高および公営企業債等繰入見込額が減少したことによるものです。令和元年度の借入金の額は、平成30年度と比較すると1億9,194万円減の5億1,251万円となっており、借入金残高については平成30年度末で90億7,849万円あったものが、令和元年度末では85億7,801万円と5億48万円減少しました。その借入金には過疎債<sup>※1</sup>や合併特例債<sup>※2</sup>といった、後年度に交付税措置のある借入が多く、将来的に交付税措置を受けられる額は、平成30年度の87億4,541万円より2億6,192万円減の84億8,349万円となります。

将来負担すべき実質的な負債額は、令和元年度決算時で約29億円であり、単年度の標準財政規模<sup>※3</sup>約46億円以内になっています。

安平町は、市町村合併により合併補助金、交付税の特例、合併特例債や早来地区での過疎債の適用など多くの優遇措置を受けています。しかし、社会情勢は目まぐるしく変化し、町の財政にも大きく影響しています。現在は、国の交付金制度や地方交付税の合併自治体への増額交付などにより他の自治体と比べると、比較的安定した財政運営は可能ですが、今後に備えて行政の在り方、事務事業の見直し、住民との協働体制などを検討していく必要があります。

### 過疎債<sup>※1</sup>

過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けた過疎地域が、自立促進することで住民福祉の向上や地域格差を是正するための借入金で、借入の7割が交付税措置されます。

### 合併特例債<sup>※2</sup>

市町村合併後の地域振興や旧地域間の格差是正等のため認められる借入金で、安平町では令和2年度まで借り入れることができ、借入の7割が交付税措置されます。

### 標準財政規模<sup>※3</sup>

地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示す指標で、実質収支比率、経常収支比率や公債費比率などの基本的な財政指標の分母となる重要な数値です。地方税や地方交付税など地方公共団体が自由にお金のお金の大きさを表しております。

### 早期健全化基準

基準を超えると財政状況が悪化した「早期の財政健全化が必要な自治体」となり、財政健全計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。

### 財政再生基準

基準を超えると財政が著しく悪化した「財政の再生が必要な自治体」となり、財政再生計画の策定が義務付けられ、財政状況の回復を図らなければなりません。

### 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。

### 経営健全化基準

基準を超えた場合、公営企業の経営健全化計画の策定が義務付けられ、早期の健全化を図らなければなりません。本町の場合、20%以上となることに該当することとなります。